

令和4年度 新西浦地区センター基本計画策定業務委託

質問に対する回答（令和4年5月26日公表分）

| No. | 質問日 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------|--|---|
| 1 | 5月18日（水） 保留していた質問 | 植栽はなるべく残したいと思いますが、木の配置についても現況配置図に追記してもらえますか。 | 主な樹木及び樹木が生えているエリアを図に加えて、「樹木配置図」としてホームページに掲載しました。 ※正確ではありませんので、イメージとしてお考えください。 ※校舎及び屋内運動場の裏側については掲載しておりません。 |
| 2 | | 南側斜面の市有地と民地との境界の分かる図面を提供してもらえますか。 | 市有地の範囲が分かる図面を「市有地範囲図」としてホームページに掲載しました。ただし、境界確定しておらず正確ではないため、イメージとしてお考えください。 |
| 3 | 5月19日（木） 保留していた質問 | 旧西浦小学校の構造の解る「矩計図」を提供してもらえますか。 | 矩計図については、安全・防犯面等の観点から受託者のみに公表することとし、選定前の現段階においては公表を差し控えさせていただきます。 |
| 4 | | プールおよび屋内運動場を含めた旧校舎の床面積・建築面積の載っている求積図を提供してもらえますか。 | 床面積については、市ホームページにて公開されている「沼津市個別施設計画」P30及び追加掲載しました「施設の配置図」・「平面図」をご参照ください（これら3つの資料の建物番号が一致しています）。 建築面積については、ご提案に必要であれば、既に公表しておりますCADデータを利用して計測をお願いします。 |
| 5 | | 西浦保育所の建設時の配置図（特に敷地区分）を提供してもらえますか。 | ホームページに掲載しました。 |
| 6 | 5月23日（月） | 擁壁整備の検討が必要な範囲について、敷地境界や敷地の条件が分かる資料を提供してもらえますか。 | 擁壁整備の検討が必要な範囲は、公表している現況敷地図の「南側がけ」及び「西側がけ」の網掛け部分です。そのすべての擁壁について再整備が必要となる可能性が高いと考えておりますが、具体的には、基本計画策定業務委託の中で、再整備の必要な箇所やその方法等について確認・検討していただきたいと考えております。敷地境界は、境界確定をしていないため、現時点では不明です。 |
| 7 | | 隣接する既存保育所の定員数と設置基準上の園庭面積を教えてください。 | 定員は60名です。園庭面積については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、満2歳以上の幼児一人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場を設けるよう定められています。定員60名×3.3㎡＝198㎡ですが、実際には、保育園側から、より多くのスペースの利用希望が出る可能性があり、基本計画策定の中で調整が必要です。 |

| | | |
|----|---|--|
| 8 | 旧校舎に設置されている既存の外部階段の設置経緯を教えてください。 | 外部階段は、確認したところ、校舎建設と同時に設置されたものです。設置の理由については不明ですが、校舎内部での火災等に備えた避難経路の確保であると推察されます。 建物の使用方法が、学校から地区センター・消防施設等が変わることに伴い、今後、基本計画策定の中で、改めて法令等を踏まえて避難経路の確保を検討する必要があります。 |
| 9 | 廃校になってからどれくらい経ちますか。 | 令和3年3月末に閉校したので、令和4年5月末時点で約1年2か月経過しています。 |
| 10 | 築年数はどれくらいですか。 | 「建物データ」及び市ホームページにて公開されている「沼津市個別施設計画」P30をご参照ください。 |
| 11 | 旧校舎等の改修履歴を教えてください。 | 耐震補強工事については、「建物データ」をご参照ください。 その他の修繕履歴について、ホームページに掲載しました。50万円以上のものについては色付きセルとしております。 |
| 12 | 西浦保育所はもともこの場所にあったのですか。 | 西浦保育所は、平成26年3月までは、現西浦地区センター横（沼津市立保22番地の1）にありましたが、津波浸水想定区域内あることから、現在の場所（西浦小学校隣接地）に高台移転し、平成26年4月に開所しました。 |
| 13 | 廃校となった学校施設をリノベーションして地区センターとして転用した例はこれまでにありましたか。 | 廃校となった学校施設をリノベーションして地区センターとして転用するのは、本市では初めてです。 |
| 14 | 屋内運動場を避難所とするために必要なスペースは何ですか。避難所以外の用途には使わないのですか。 | 旧校舎及び屋内運動場のすべてが避難所として指定を受けていることにはなりますが、屋内運動場内に必ず要るスペースは、備蓄品を置くスペース、男女トイレ、有事の際に避難できるスペースです。平常時には、地域の方が社会体育や行事等に利用できるような形で検討していきます。 |